

# 任意継続掛金払込方法等変更申出書

公立学校共済組合広島支部長 様

氏名		申出日	令和 年 月 日
任意継続組合員等番号	X	本人連絡先	( ) -

## 1 任意継続掛金の払込方法の変更について

私は、任意継続掛金の払込方法を、次のとおり変更することを申し出ます。

	現在の払込方法	希望する払込方法 (希望する払込方法の欄に「○」を記入)		申出できる時期	手続方法
<input type="radio"/>	口座振替 (毎月)	現金振込 (毎月)	毎月末日までに、翌月分を共済の口座に振込	いつでも可	この申出書を共済組合に提出する。 ※2の口座欄は記入不要
<input type="radio"/>	口座振替 (年1・2回)	口座振替 (毎月)	翌年度分から、毎月22日(4月は19日)に、翌月分を口座から自動引落	2月1日～ 3月10日の間に当支部提出。 (注)	
<input type="radio"/>	口座振替 (毎月・年2回)	口座振替 (年1回)	翌年度分を一括して、口座から自動引落		
<input type="radio"/>	口座振替 (毎月・年1回)	口座振替 (年2回)	翌年度分を2回に分けて、口座から自動引落		
<input type="radio"/>	現金振込 (毎月)	口座振替 (毎月)	毎月22日(4月は19日)に、翌月分を口座から自動引落	いつでも可	1 2の口座欄及び2枚目「預金口座振替依頼書」を記入の上、2枚とも広島銀行に提出し、口座の確認を受ける。 2 広島銀行が2枚目「預金口座振替依頼書」を回収する。 3 この申出書を共済組合に提出する。
<input type="radio"/>	現金振込 (毎月)	口座振替 (年1回)	翌年度分を一括して、口座から自動引落	2月1日～ 3月10日の間に当支部提出。 (注)	
<input type="radio"/>	現金振込 (毎月)	口座振替 (年2回)	翌年度分を2回に分けて、口座から自動引落		

(注) 締切日が土曜日及び日曜日等の県の休日に当たるときは、県の休日の前日が提出締切となります。

## 2 任意継続掛金振替口座について (※現金振込を希望する場合は記入不要)

私は、任意継続掛金の払込方法として口座振替を希望するため、次の口座について、金融機関の確認を受けたことを申し出ます。

掛金振替口座	金融機関	広島銀行				0	1	6	9	金融機関使用欄	確認事項 1 金融機関名 2 店舗名 3 口座番号 4 届出印	金融機関確認印押印欄 金融機関 確認印 押印欄
	本店名					支店コード						
	科目	普	口座番号									

### ●留意事項

#### 1 現金振込を希望する場合

- 任意継続掛金は前払です。翌月分を、毎月月末までに指定の口座に振込んでください。
- 納付書は発行しません。振込額等をよく確認の上、振込手続を行ってください。
- 振込の際は、必ず「組合員本人名義」で振込を行ってください。
- 振込手数料は組合員負担となります。振込手数料については、サービス提供機関に御確認ください。
- 申出の時期により、翌月分の掛金が口座振替される場合がありますので、御了承ください。

#### 2 口座振替を希望する場合

- 口座振替(引落)日に残高が不足しないよう、前日までに準備してください。
- 毎月の口座振替を希望の場合、申出の時期により、申出月の口座振替に間に合わない場合がありますので御了承ください。その場合は、月末日までに翌月の掛金を現金振込してください。

# 預金口座振替依頼書

指定金融機関（広島銀行）御中

私は、公立学校共済組合広島支部に支払うべき任意継続組合員の掛金を、私名義の下記預金口座から口座振替によって支払うこととしたいので、「預金口座振替規定」を確認の上依頼します。

(広島銀行に書類を提出する日付とする)

ご依頼人 (預金者名)	申出日	令和 年 月 日
----------------	-----	----------

1枚目に記入したものと同一掛金振替口座を下記に記入し、金融機関届出印を押印する。  
訂正を行う場合は、訂正箇所を二重線で抹消して金融機関届出印を押印し、余白に訂正事項を記入する。

掛金 口座 振替	カナ						
	口座名義						
	金融機関	広島銀行		0	1	6	9
	本店名			支店 コード			
科目	普	口座 番号					
							お届け印
							金融 機関 届出 印

振替日	原則22日（4月のみ19日）[金融機関休業日の場合は翌営業日] ただし、年度末退職者の初回口座振替日は、申出書の提出時期によって、 3月31日または4月19日、4月30日のいずれの日とする。
振替金額	公立学校共済組合広島支部が指定する金額

<b>【広島銀行確認事項】</b> 1 1枚目と2枚目がセットで提出されていることを確認。 2 1枚目の「掛金の払込方法」欄で、口座振替（1～3）が選択されていることを確認。 3 1枚目と2枚目の氏名（フリガナ）、金融機関（コード）、店名（コード）、口座番号が一致していることを確認。 4 2枚目について、預金取引があるか、記載事項等相違がないか、印鑑相違がないか確認。 5 1～4に不備がなければ、1枚目の「金融機関確認印欄」に確認印を押印し、1枚目のみ申出人に返却。2枚目は貴機関で受領し、口座振替手続を実施。 6 不備がある場合は、本人にその旨を説明し、1枚目に確認印を押印せず、1枚目と2枚目を本人に返却。
---

金融 機関 使用 欄	(不備返却事由)	検 印
	1. 預金取引なし	
	2. 記載事項等相違 店名、預金種目、口座番号、 口座名義	印鑑照合
	3. 印鑑相違 4. その他 (備考)	受付印

## — 預金口座振替規定 —

- 銀行に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり組合から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものと取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じてても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

以上